



平成27年5月22日

各位

会社名 ニプロ株式会社

代表者名 代表取締役社長 佐野 嘉彦

(コード番号 8086 東証第1部)

問合せ先 取締役総務人事本部長 中村 秀人

(TEL 06-6372-2331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

業務執行を行わない取締役および監査役としてふさわしい人材を確保し、それぞれが期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第27条(取締役の責任免除)第2項および定款第36条(監査役の責任免除)第2項として責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第27条(取締役の責任免除)第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第27条 (省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結することができる。</u>
(監査役の責任免除) 第36条 (省略) (新設)	(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結することができる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

以 上